

## 平成 27 年度 第 1 回 横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会 議事録

- 1 日 時 平成 27 年 5 月 27 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
- 2 場 所 横浜市役所 文化観光局 会議室（中区尾上町 1－8 関内新井ビル 6 階）
- 3 出席者 天野克己委員、伊藤裕夫委員、大野幸子委員、関谷裕子委員
- 4 傍聴者 2 名
- 5 議事内容

議 題	1 指定管理者公募要項等の検討
委員意見等	<p>1 委員長の選出 議事に先立ち、「横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会運営要綱」第 6 条第 1 項に基づき、委員の互選により伊藤委員を委員長に選任した。</p> <p>2 定足数の確認 委員数 4 名のうち 4 名の出席により定数を充足しており、会議の成立を確認した。</p> <p>3 委員会の公開・非公開について 【審議結果】 ・ 公募要項等の公募関連資料の検討については、会議を非公開とした。</p> <p>4 議題 (1) 横浜市市民プラザ指定管理者選定評価委員会全体の流れについて 【審議結果】 ・ 予備審査を行う場合は、書類審査により実施するものとする。 ・ 本審査の委員会は 8 月 26 日（水）に実施する。</p> <p>(2) 公募要項等の検討 【事務局説明】 ・ 公募要項等について、事務局から説明。</p> <p>【委員意見】</p> <p>◆公募要項 (委員) ・ 文化施設の指定期間を延ばす傾向が近年見られるが、横浜市の場合 5 年というのが決まりなのか。 (事務局) ・ 指定管理者制度運用ガイドラインにおいて、業務の習熟の面ではある程度の期間を要する反面、何らかの問題があった場合に修正するための PDCA を回す期間として、5 年を基本としている。ただし、特段の理由があれば長くも短くもできる。 (委員) ・ 5 年後に同じ団体が自動更新することは可能なのか。 (事務局) ・ 自動更新の仕組みは無く、再度公募することになるが、その結果、同じ団体が引き続き選ばれる可能性はある。 (委員) ・ 2 館一括で公募するにあたり、各館の特徴を踏まえ、どのように連携した管理運営を行うかが課題と捉えている。</p> <p>◆業務の基準、提案課題、評価基準項目について (委員) ・ 評価基準項目の「1 団体の状況」の中で財務の健全性も見るとすれば、10 点では全体のバランスとして低く、著しく財務状況が悪い場合に落とせないのではないか。 (事務局) ・ 公募要項で財務状況が著しく悪い場合は得点に寄らず選定しないと規定している。</p>

	<p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2館連携した管理を行う場合、職員はどちらの館でも従事でき、どちらの館からも給料をもらえる形になるのか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不可能ではない。提案書では、施設ごとに職員配置や事業を書かせ、共通する部分はそれが分かるように示すこととしている。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理の役割の中で、施設管理にウェイトを置く傾向があるが、当該配点が200点中30点では、重視していないようにも見える。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理は重視している。配点については検討する。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準項目の2の基本的な方針のコメント（審査の視点）として、2館連携した管理運営についての考え方・観点を“あれば”書いてもらう形にしてはどうか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検討する。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化施設には、良い事業を見る・聞く、市民が自分たちの発表会をする、などの役割があるが、市民プラザについては、地域住民が「参加する」、そういう活動を「支える」という視点が重要と考えられる。</li> <li>・コミュニティ密着型の施設としては、地域のお祭りなどと同様、“住民参加”という面がポイントになる。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・“地域に定着した事業の継続実施”について、5年もやれば指定管理者の事業も根付いてくるが、指定管理者が変わるたびにそれを継続できるのか、という面はある。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設とも地域に根差した事業を実際に行っていて、地域とのネットワークもできており、そうしたつながりを指定管理者が変わっても失われないようにしたい、という狙いがある。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設がファシリテーター役になって、市民主体の担い手が育っているケースでは、指定管理者が変わっても、事業は継続される場合が多い。そのようなネットワークが地域の方にできていれば心配はない。（ファシリテーターとしての）人材を施設側でどう育成するかが重要である。</li> <li>・実績評価について、この施設では点数化していないが、施設によっては基準を0として、非常に良い・非常に悪い場合に加減点する事例もある。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の指定管理者が優位と感じさせる要素をなるべく減らし応募意欲を高めることが必要と考え、実績評価は点数化しないこととしている。</li> <li>・市の政策的な考え方の理解度や課題認識を深掘りさせて確認する項目を設定することで、実績のある団体も新規参入団体も深いレベルで評価できると考えている。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価基準項目の事業の4(1)について、視点として書かれた項目の中に他の項目と重複した記述が見られる。</li> <li>・7(1)の利用料金に関する項目について、利用料金は現状維持とするケースがほとんどであり、10点は大きいのではないか。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護の項目もウェイトを大きくした方が良いのではないか。</li> </ul> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配点について、検討する。</li> </ul>
審議結果	<p>公募要項等は、選定評価委員会での各委員からの意見をふまえ修正し、委員長と調整の後決定する。</p>